



新型コロナウイルス感染症の予防対策について

新型コロナウイルスの感染拡大により、 法律に基づく緊急事態宣言が出されました。

人の往来が増える大型連休を控え、さらに感染拡大が懸念されることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に発出されました。

皆さまには多くのご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの危機を一刻も早く終息させるため、5月6日☎まで下記の点に十分に注意されるようお願いいたします。

1. 不要不急の外出はしない※大型連休の観光シーズンに入りますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ・ 県外へは真にやむを得ない場合を除き出かけない。
- ・ 生活に欠かせない買い物などを除き、不特定多数の人が密集する場所へは行かない。
- ・ 特に都市部において、多くの人と接触するような場所への外出は避ける。

2. 県外からの帰省・訪問を控えてもらう

- ・ 東京圏など、県外からのお子さんや親戚などの帰省・訪問は遠慮していただく。
- ・ 来県した人は、健康観察し、すぐに人に会わず、家族でも接触や会話を最小限にする。

3. 「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの「密」を避ける

- ・ 換気の悪い密閉空間、多数の人が集まる密集場所、間近で会話する密接場面を避ける。

4. 人との接触を最小限に

- ・ 多人数の会合や懇談、集会、イベントなどは行わない。また、若者は感染しても症状が出ない場合もあるため、集団での活動を控える。
- ・ 屋内外とも、人との間隔を広くとり、会話も最小限にする。
- ・ 接客を伴う飲食店などへの外出を控える。

5. こまめな手洗い・うがい・咳エチケットを守る

- ・ 外出時にはマスクを着け、帰宅時をはじめこまめに手洗い、うがいを行う。
- ・ マスクの着用のほか、急に咳やくしゃみが出る時は、ハンカチやティッシュペーパー、袖などで口を覆う「咳エチケット」を守る。

6. いきなり医療機関に行かない

- ・ 熱や咳など異常を感じた際には、直接に医療機関に行かず「あきた帰国者・接触者相談センター（コールセンター）」に電話する。

24 時間 : ☎ 018-866-7050 / 9~17時 : ☎ 018-895-9176

7. 市公共施設の休館（休業）について

新型コロナウイルス感染症予防対策措置として、一部を除き市の公共施設を休館（休業）もしくは利用時間を制限します。（詳細は裏面）

【休館（休業）する施設】

番号	施設種別	施設名	休館（休業）期間	問い合わせ先
1	小・中学校	各小・中学校	4月22日(水)～ 5月6日(木)	総務学事課 ☎ 30-0290
2	市民センター	各市民センター・地区市民センター・交流センター ※体育場・運動場などを含む	4月23日(金)～ 5月6日(木)	市民共働課 ☎ 30-0202
3	図書館	花輪図書館（コモッセ内）・十和田図書館		生涯学習課 ☎ 30-0292
4	社会教育施設	先人顕彰館・歴史民俗資料館		生涯学習課 ☎ 30-0294
		文化の社交館コモッセ		文化の社交館 ☎ 30-0293
		大湯ストーンサークル館・出土文化財管理センター		大湯ストーンサークル館 ☎ 37-3822
5	スポーツ施設	アルパス・陸上競技場・テニスコート・記念スポーツセンター・アメニティパーク・城山野球場・毛馬内野球場・相撲場・ゲートボール場		スポーツ振興課 ☎ 30-0297
		かなやまアリーナ・湯瀬体育館		市民共働課 ☎ 30-0202
		パークゴルフ公園		都市整備課 ☎ 30-0261
6	福祉施設	福祉保健センター（窓口業務を除く）・福祉プラザ・大湯温泉保養センター（湯都里）・湯瀬ふれあいセンター		福祉総務課 ☎ 30-0233
		子ども未来センター（コモッセ内）		すこやか子育て課 ☎ 30-0235
7	観光商工施設	大湯温泉総合振興プラザ（支所を除く）・道の駅おおゆ・中滝ふるさと学舎・八幡平ふれあいやすらぎ温泉センター		産業活力課 ☎ 30-0248
		交流プラザ（MITプラザ）・まちなかオフィス（会社事務所を除く）		産業活力課 ☎ 30-0250
8	農業振興施設	農業総合支援センター・山村開発センター		農林課 ☎ 30-0274
		柴平地域活動センター・下川原地域活動センター・草木地域活動センター		農林課 ☎ 30-0246

【利用時間などを制限する施設】 ※利用時間を制限する期間：5月6日(木)まで（乗車券売り場を除く）

番号	施設名	利用時間など	問い合わせ先	
1	道の駅かつの あんとらあ (休憩所・トイレを除く)	売店・産直	9時～15時（水曜日休み）	産業活力課 ☎ 30-0248
		レストラン	休業	
2	鹿角花輪駅前観光案内所 (バス待合室・トイレを除く)	観光案内	9時～15時（水曜日休み）	
		乗車券売り場	8時30分～18時（土日休み）	

納税が困難な方には市税の猶予制度があります

新型コロナウイルスの影響により、事業などによる*収入が大幅に減少し、一時に市税の納付が困難な場合は、申請により徴収の猶予を受けることができます。

申請が認められると、1年以内を限度に、税金を納める時期を遅らせたり、分割して納めることができます。また、申請時の担保や猶予期間中の延滞金が免除されます。

(※令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること)

猶予制度に関するご相談は、**税務課 収納管理室（☎ 30-0215）**へご連絡ください。